

○国有財産鑑定官等規則

平成 13 年 1 月 6 日
財務省訓令第 10 号

(目的)

第 1 条 この規則は、財務省組織規則（平成 13 年財務省令第 1 号）第 247 条に規定する首席国有財産鑑定官並びに第 252 条に規定する上席国有財産鑑定官及び国有財産鑑定官（財務事務所又は財務局、福岡財務支局若しくは財務事務所の出張所において、国有財産管理官が財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）の指定する国有財産の評価及び測量並びにこれらの審査に関する事務を行う場合における当該国有財産管理官を含む。以下「国有財産鑑定官等」という。）の職務遂行上の規範、職務の範囲及び執務上の手続等を規定することを目的とする。

(職務遂行上の規範)

第 2 条 国有財産鑑定官等は、その職務遂行に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に公正かつ誠実にその職務を遂行しなければならないこと。
- (2) 関係法令及び正確な資料又は事実に基づき、客観的立場において行うこと。
- (3) 第 3 条に定める事務を行うに当たり知ることのできた秘密をもらさないこと。

(国有財産鑑定官等の事務)

第 3 条 国有財産鑑定官等は、次の各号に掲げる事務のうち、財務局長等が定める事務を処理するものとする。

- (1) 国有財産の評価及び評価の審査
- (2) 国有財産の管理及び処分に関連して評価する必要がある財産の評価及び評価の審査
- (3) 国有財産の管理及び処分に伴い求償し、又は補償する必要がある損害額の算定及び算定の審査
- (4) 国有財産の測量及び測量の審査

(評価及び損害額の算定方法)

第 4 条 前条の評価及び損害額の算定は、別に定める評価基準によるものとする。

(審査の方法)

第 5 条 第 3 条に定める審査は、原則として、書面審査によるものとする。ただし、書面審査のみでは審査の適正を期し難いと認めるときは、実地に調査のうえ、審査するものとする。

(審査の結果とるべき手続)

第 6 条 国有財産鑑定官等は、前条の審査の結果、その評価又は損害額の算定若しくは測量を適正に認めたときには、直ちに、当該評価又は損害額の算定若しくは測量の根拠及び内容を

示す書類に、書面審査又は実地審査の別、当該評価又は損害額の算定若しくは測定の適正なることを認める旨及び審査済月日を記載し、記名押印しなければならない。その評価又は損害額の算定若しくは測量について是正を要する事項があると認めるときは、遅滞なく当該評価又は損害額若しくは測量に関する是正案を財務局長等（国有財産管理官が鑑定事務を行う場合にあっては、財務事務所長又は出張所長）に提出しなければならない。

附則

この訓令は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。